平成2９年度　青少年のネット非行・被害対策情報　＜第３号＞

差出人：福井県安全環境部県民安全課

送信日：201７/６/１９

|  |
| --- |
| **「身代金ウイルス　中３逮捕　-神奈川県警　作成容疑、全国初-**  **パソコンのデータをロックし復旧のために金銭を要求するウイルス「ランサム（身代金）」ウエア」を作成したとして、神奈川県警は5日、不正指令電磁的記録作成などの疑いで、大阪府高槻市の中学３年の男子生徒（１４）を逮捕した。県警によると、ランサムウエア作成容疑の立件は全国初。」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（引用：平成29年６月６日付 福井新聞から）**  今回逮捕された14歳の中学生は、インターネット上の複数のフリーソフトを組み合わせ、約３日でコンピュータウイルス（身代金ウエア）を作成したそうです。もしコンピュータウイルスを作成したり、保管したりすると、どのような罪に問われるのでしょうか。  「不正指令電磁的記録に関する罪」（刑法第168条の２、第168条の３）  …平成23年に「不正指令電磁的記録に関する罪」、いわゆる「コンピュータウイルス作成罪」が定められました。この法律では、以下のように定められています。  １、正当な理由がないのに、ウイルスを「作成」または「提供」した場合  ⇒　3年以下の懲役または50万円以下の罰金  ２、正当な理由がないのに、ウイルスを「取得」または「保管」した場合  ⇒　2年以下の懲役または30万円以下の罰金  インターネット上のソフトを利用すれば、14歳の中学生でもコンピュータウイルスを作成できる時代です。インターネットの正しい利用方法、関わり方をもう一度しっかり考えてみましょう。 |

「家庭の日」推進テーマ６月「社会の決まりを守り、明るい町や村をつくろう」

「青少年育成の日」推進テーマ６月「良書に親しみ、豊かな心を育てよう」

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課　角田

　　☎:0776-20-0745（直通）　メール：[h-kakuda-um@pref.fukui.lg.jp](mailto:h-kakuda-um@pref.fukui.lg.jp)